



鳥取県公報

平成16年6月15日(火)
号外第87号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(12)(給与課)..... 1
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の
	範囲を定める規則の一部を改正する規則(13)(〃)..... 2

人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月15日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第12号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
機 関	職 員		機 関	職 員	
略			略		
知事	部長(産業技術センター及び農業大学の部長を除く。)	理事監 防災監	知事	部長(産業技術センター及び農業大学の部長を除く。)	理事監 防災監
の	次長 参事監 局長 行政監察監		の	次長 参事監 局長 行政監察監	
事	課長(農業大学の課長を除く。)		事	課長(農業大学の課長を除く。)	
務	室長(防災危機管理課情報システム管理室及び産業技術センターの室長を除く。)	センター長 校長 参事 秘	務	室長(防災危機管理課情報システム管理室及び産業技術センターの室長を除く。)	センター長 校長 参事 秘
部			部		
局			局		

<p>本庁</p>	<p>書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹 <u>(職員課、福利厚生室、行政経営推進課改革推進担当、環境管理推進課及び住宅政策課の主幹(環境管理推進課及び住宅政策課にあつては、庶務に関する事務を行う主幹に限る。))</u>に限る。)</p> <p>財政課主計員 主任監察員 水産課取締船長 管財課管理係長 副主幹(職員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当の副主幹に限る。)</p> <p>監察員 職員課人材活用担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。)</p> <p>職員課人材評価担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。)</p> <p>職員課給与管理室室員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う室員に限る。)</p> <p>行政経営推進課改革推進担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。)</p>	<p>本庁</p>	<p>書 医長 課長補佐 室長補佐 主幹 <u>(職員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当の主幹に限る。)</u></p> <p>財政課主計員 主任監察員 水産課取締船長 管財課管理係長 副主幹(職員課、福利厚生室及び行政経営推進課改革推進担当の副主幹に限る。)</p> <p>監察員 職員課人材活用担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。)</p> <p>職員課人材評価担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。)</p> <p>職員課給与管理室室員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う室員に限る。)</p> <p>行政経営推進課改革推進担当の職員(主幹及び副主幹を除き、企画に関する事務を行う職員に限る。)</p>
略		略	
略		略	

備考

- 1 この表中「庶務」とは、人事、給与、サービス及び予算に関する事務をいう。
- 2 この表中「課長補佐」とは、課長補佐のうち庶務又は庁内取締りに関する事務を行う課長補佐をいう。
- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略

備考

- 1 この表中「課長補佐」とは、課長補佐のうち人事、給与、サービス、予算、庶務又は庁内取締りに関する事務を行う課長補佐をいう。
- 2 略
- 3 略
- 4 略
- 5 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年6月15日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第13号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 略		1 略	
2 岩美町		2 岩美町	
機 関	職	機 関	職
略		略	
保育所	所長 副所長	保育所	所長
		保健センター	事務長
略		略	
3 略		3 略	
4 郡家町		4 郡家町	
機 関	職	機 関	職
略		略	
町長部	課長 出納室長	町長部	課長
局		局	
略		略	
教育委員会事務局	教育長 課長	教育委員会事務局	教育長 課長
中央公民館	館長		
略		略	
5～12 略		5～12 略	
13 鹿野町		13 鹿野町	
機 関	職	機 関	職
略		略	
町長部	課長 出納室長	町長部	課長 出納室長 参事
局		局	

略

14及び15 略

16 泊村

機 関	職
略	
村長部 局	課長 出納室長
保育所	所長
保健福 祉セン ター	所長
グラウ ンドゴ ルフの ふる里 公園	所長
略	

17 略

18 三朝町

機 関	職
略	
町長部 局	課長 出納室長 参事 (総務課又は 建設課に所属するものに限る。) 課長補佐 (総務課又は企画財政課に 所属するものに限る。)
略	

19～27 略

28 淀江町

機 関	職
略	
保育園	園長
略	
小学校	校長 教頭

29 略

30 名和町

機 関	職
略	
町長部 局	課長 出納室長
略	

略

14及び15 略

16 泊村

機 関	職
略	
村長部 局	課長
保育所	所長
略	

17 略

18 三朝町

機 関	職
略	
町長部 局	課長 出納室長 課長補佐 (総務課 又は財務課に所属するものに限る。)
福祉セ ンター	館長
略	

19～27 略

28 淀江町

機 関	職
略	
保育所	所長
略	
小学校	校長 教頭
幼稚園	園長

29 略

30 名和町

機 関	職
略	
町長部 局	課長
略	

31～53 略

備考

- 1 略
- 2 この表中「課長補佐（総務課に所属するものに限る。）」、「課長補佐（総務課又は財務課に所属するものに限る。）」又は「課長補佐（総務課又は企画財政課に所属するものに限る。）」とは、これらの課長補佐のうち人事、給与若しくは職員団体との関係に関する事務又は予算に関する事務を行う課長補佐をいう。

31～53 略

備考

- 1 略
- 2 この表中「課長補佐（総務課に所属するものに限る。）」又は「課長補佐（総務課又は財務課に所属するものに限る。）」とは、これらの課長補佐のうち人事、給与若しくは職員団体との関係に関する事務又は予算に関する事務を行う課長補佐をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

